

解題

本書は、武雄鍋島文書（武雄市所蔵）中の『（仮）武雄領着到』（F―67）および『上総家来知行切米其外身格附』（F―68）を翻刻したものである。共に武雄領の家臣団の氏名・俸禄を記した資料で、『上総家来知行切米其外身格附』には『上総家来嫡子年齢并役附』『新足軽名前其外居所附』『中小性諸職人船手名前切米其外帳』が付属する。なお、「上総」は、武雄領最後の領主鍋島茂昌（一八三二―一九一〇）の名である。

武雄鍋島家は中世から武雄地方に居を構え、二十代までは後藤を称した。戦国時代末期から江戸時代初頭の混迷期、肥前の実権が龍造寺家から鍋島家に移る過程で、後藤家も鍋島家の傘下に入り、鍋島を名乗るようになった。二十代領主が龍造寺家から後藤家へ養子に入つたことから、江戸時代には龍造寺系の他の三家とともに、親類同格、大配分と位置づけられる。藩の請役（家老）を務め、領内では大幅な自治を許された家柄であった。

『（仮）武雄領着到』は成立年が不明だが、修正の記載から天保十三（一八四二）年四月以前に作成され、嘉永二（一八四九）年九月までは活用されていたとみられる。『上総家来知行切米其外身格附』は表紙の記載から、明治二（一八六九）年五月に作成されたと考えられる。

武雄が西洋の科学技術の導入に努めた二八代領主茂義（一八〇〇―一六三）、二九代領主茂昌の頃の家臣団の全容が、この二つの資料ではば掌握できると見てよいのではないかと思われる。

石井良一氏は、著書『武雄史』の中で、次のように述べている。

要するに旧藩時代に於ける知行の見方には三様あり、幕府に対しては徹頭徹尾八千六百四十石を以て押通し本藩に対しては、除役を差引き壹万七百二十一石なりと唱へ、本藩は之れを認めずして壹万壹千九十四石の実収ありとし之れに対する献米を上納せしめたが、其の実際は壹万貳千八石の収入あり外に諸運上、冥加金及び大庄屋、小庄屋の献米があつた。士卒に対する給禄は本藩が容啄(喙カ)すべき限りに非ず貳千七百十二石と報告したが、其実際は壹千八百石であつたやうである、約七割に当る。

嘉永七年の調書に御配分定米二千七百三十石此の現米千八百七十五石三斗壹升八合とあり、之れが確實な支給米である。其後士卒は増加し禄高は加増したが實際の支給米は毎年壹千八百余石を越えなかつた。明治二年郡令所に提出した調書には定米五千四百三十九石現米壹千八百五十九石と明記せられる。其實際の支給高が壹千九百石を出なかつたのは確實である。蓋し嘉永七年より明治二年に至る十五ヶ年の間に定米が増加したのは明かであるが、嘉永七年の定米は従来の慣例を襲用し明治二年の調は金禄公債証書下附の資料であるため實際額を報告したものと思はれる。尤も多少の潤色があつたのは確かである。

佐賀藩の一領であつた武雄が、実質的には小藩に比肩する経済規模を有していたらしいことを伺わせる。二つの資料に記載された家臣団の後裔たる方々は、今も多くこの地に住まいしておられるものと思う。本書が、先人を偲ぶ契機となることを期待したい。

「武雄領着到」 目次

解題

凡例

(仮) 武雄領着到…………… 1

御鷹師…………… 71

御料理人…………… 71

組外…………… 73

御私領御被官…………… 77

桃川御被官…………… 80

有田御被官…………… 81

市ノ瀬山御被官…………… 83

戸屋村御被官…………… 84

永田村御被官…………… 84

神崎御被官…………… 84

成瀬御被官…………… 84

伊萬里御被官…………… 84

白石御被官…………… 87

小田御被官…………… 88

御歩行…………… 89

古賀平兵衛与…………… 94

諸足輕…………… 99

組外歩行足輕…………… 101

新組…………… 103

山足輕…………… 104

山足輕格…………… 106

諸職人…………… 107

大工…………… 109

山留…………… 112

御船手…………… 114

他領扶持…………… 115

女中御扶持…………… 118

寺社家…………… 119

上総家来知行切米其外身格附…………… 123

親類…………… 123

家老…………… 124

番頭…………… 125

平士	131
茶道	188
歩行	190
足軽	198
上総家来嫡子年齢并役附	238
親類	238
番頭	239
平士	239
茶道	247
歩行	248
足軽	252
中小性諸職人船手名前切米其外帳	270
中小姓	270
諸職人	283
船手	288
新足軽名前其外居所附	293
新足軽	293

凡 例

- 本書は、武雄鍋島文書（武雄市所蔵）中の『（仮）武雄領着到』（F-67）および『上総家来知行切米其外身格附』（F-68）の翻刻である。
- 漢字の字体は、原文の字体を尊重した。
- 解読の困難な文字は□で、字画の判別が不可能なものは■であらわした。
- 傍注は次のようにあらわした。
例（ママ）誤字や疑いがあるが、原文のままとしたとき。
- 例（カ）誤字や疑いがあるとき。
例 ㄣ 文字の上に文字が重なっているとき。
一部に、常識に照らし、不適切かつ人権・差別に関わると思われるものもあるが、資料的見地から原文のままとした。